

コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進

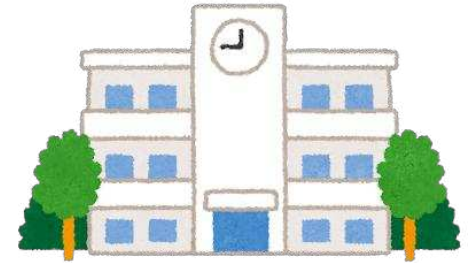
生涯学習課

コミュニティ・スクール

▶ コミュニティ・スクールとは…

「学校運営協議会」を設置している学校のことをいいます。

学校運営協議会は法律に基づき教育委員会から任命された委員が学校運営と学校運営に必要な支援に関して協議する合議制の機関です。



校・園長

(説明者として協議会に参加)

会長



学校運営協議会委員

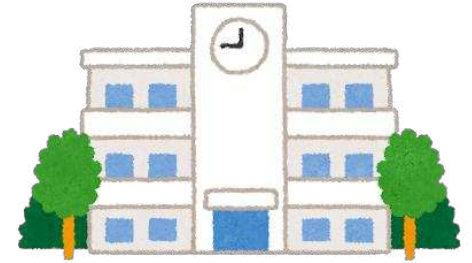
人数:6人~10人

(幼稚園・こども園は4人~10人)

- 保護者
- 地域住民
- 地域コーディネーター
- 学識経験者

で構成

学校運営協議会の主な役割



- 校・園長が作成する学校運営の基本方針を承認
(教育課程の編成、学校経営方針に関すること)
- 学校運営と学校運営への必要な支援について、
教育委員会または校・園長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会(任命権者)
に意見(個人を特定しての意見は除く)



地域学校協働活動

平成29年3月 社会教育法改正によって規定

幅広い地域住民等の参加を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

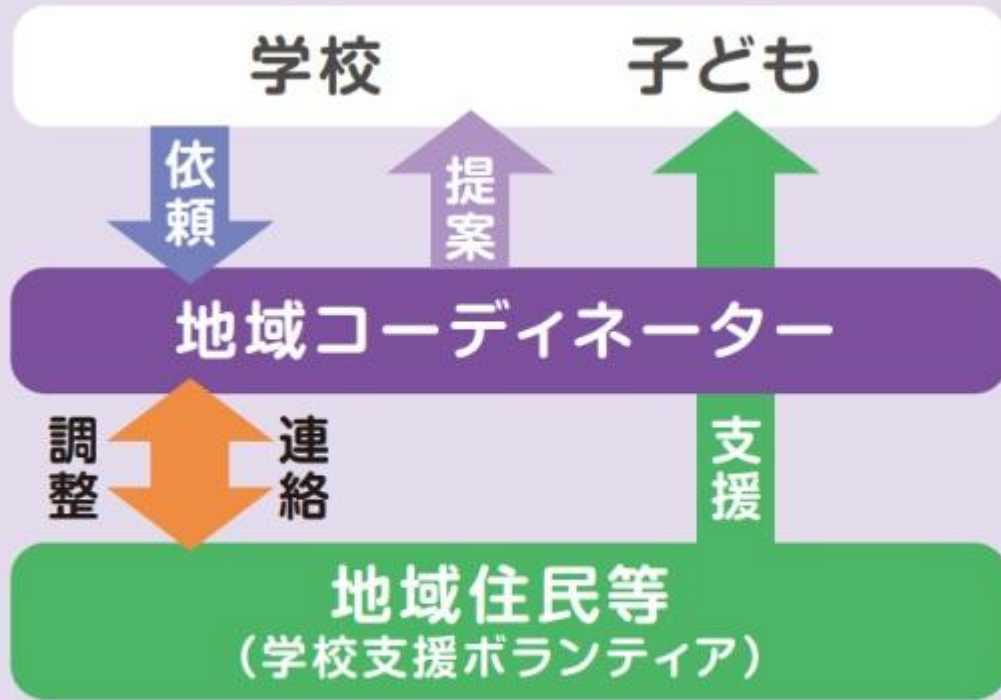
〈地域学校協働活動の例〉

学校周辺環境整備、登下校の見守り、職場体験の場探し・調整、読み聞かせ、学校行事支援、子どもの居場所づくり など



地域コーディネーターの役割

コーディネーター配置後の「学校」「地域」の関係



コーディネーターが各活動の企画運営の中心となって、学校や地域、地域の団体等との調整等を行う。



地域コーディネーターの役割

- ・学校が必要とする人材確保（地域ボランティア）
- ・地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・学校運営協議会への参加

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進イメージ

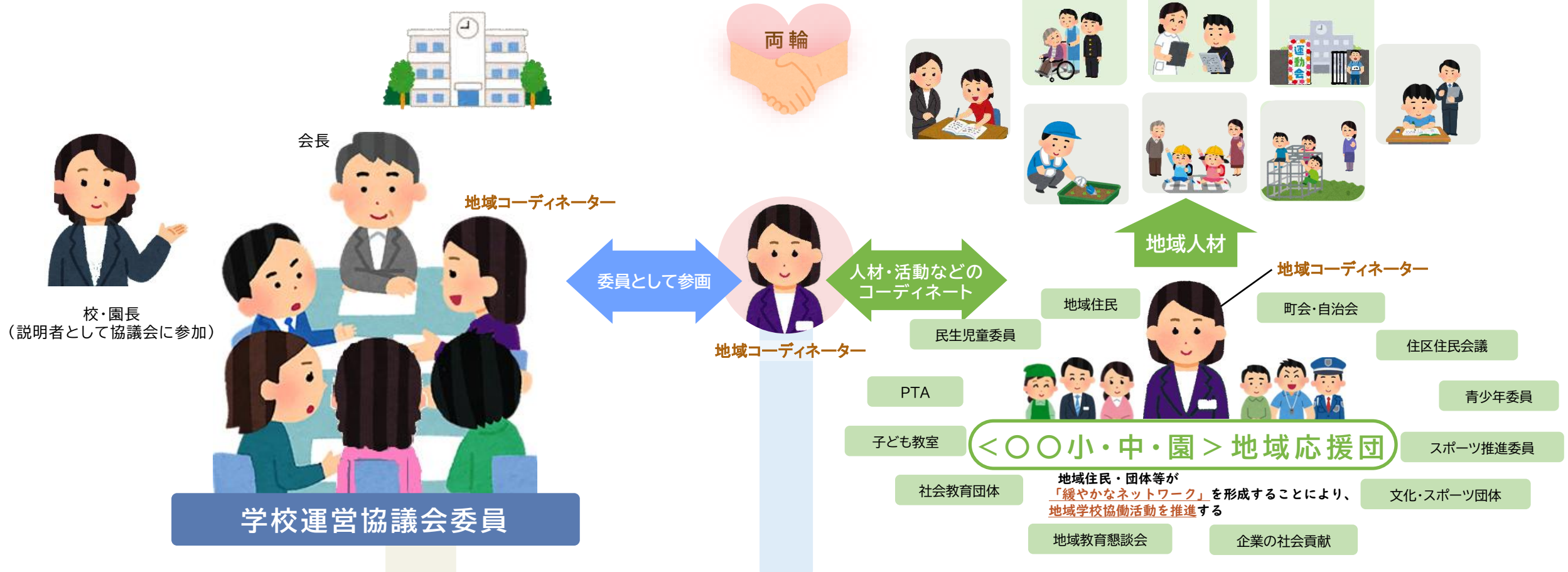
コミュニティ・スクール

学校運営協議会

〈 学校運営や学校運営への必要な支援に関する協議 〉

地域学校協働活動

〈 地域と学校が相互に連携・協働して行う活動 〉



東京都教育委員会

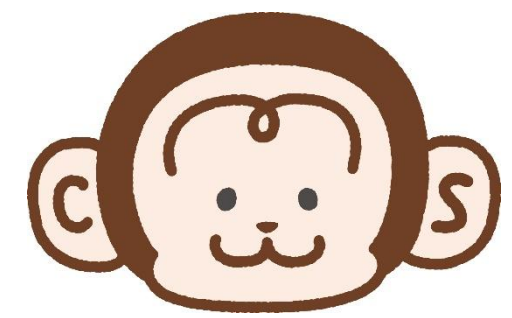
教職員の任用

目黒区教育委員会

学校運営協議会委員の任命
地域学校協働活動推進員の委嘱
学校運営協議会及び地域学校協働活動推進員へのサポート

コミュニティ・スクールの導入スケジュール

- R7年度 原町小 不動小 第一中
 - R8年度 菅刈小 下目黒小 中目黒小 五本木小 月光原小
中根小 東山中 げっこうはらこども園
 - R9年度
 - R10年度
 - R11年度
- 9年度までに半数の学校・園に設置し、
11年度までにすべての学校・園で設置
する



先行実施校での取組事例紹介



不動小



原町小



第一中

